

## 秋田県伝統的工芸品表示要領

### (目的)

第1条 この要領は、秋田県伝統的工芸品産地産業振興対策要綱（平成7年6月23日施行、以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、要綱第2条により秋田県知事（以下「知事」という。）が指定した秋田県伝統的工芸品であることを表わすシンボルマークの表示及びその使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (伝産マークのデザイン)

第2条 知事が指定した秋田県伝統的工芸品（以下「指定工芸品」という。）に使用するシンボルマークのデザインは、別図1に定めるとおりとし、秋田県伝統的工芸品マーク（以下「伝産マーク」という。）と称する。

### (伝産マークの使用基準)

第3条 指定工芸品の知名度及びイメージアップを図るため、次の各号のいずれかに該当する場合は、伝産マークの使用を広く認めるものとする。

- 一 指定工芸品に貼付する伝産マーク証紙
- 二 パッケージ、包装紙等
- 三 産地案内、指定品の紹介等のパンフレット及びしおり
- 四 指定団体の機関誌等
- 五 新聞、雑誌、テレビ、インターネット等
- 六 ポスター、チラシ、カレンダー、絵葉書、名刺、便箋、封筒等
- 七 看板類
- 八 その他指定工芸品のPR、イメージアップにつながる用途

### (伝産マーク使用の制限)

第4条 伝産マークは、秋田県のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

- 一 要綱第4条により指定の通知（以下「指定書」という。）を受けた団体等（以下「指定団体」という。）及びその構成員
- 二 前号に規定する指定団体の所在する市町村の長
- 三 その他知事が認めた者

### (伝産マーク使用の許諾)

第5条 前条第1号及び第2号に規定する者が、第3条の規定により伝産マークを使用した場合は、別紙様式第1号により使用届出書を知事に提出しなければならない。

2 指定団体の構成員が使用する場合は、指定団体を通して使用届出書を提出するものとする。

3 指定団体及びその構成員以外の者が伝産マークを使用しようとする場合は、次によるものとする。

- 一 指定団体及びその構成員以外の者が伝産マークを使用しようとする場合は、事前に別紙様式第2号により使用承認申請書を知事に提出しなければならない
- 二 知事は、前号の使用承認申請書を受理したときは、これを審査し、別紙様式第3号による使用承認通知書又は別紙様式第4号による使用不承認通知書を申請者に交付するものとする。

三 前号の承認をする場合において、知事は条件を付すことができる。

(使用不承認の基準)

第6条 前条第2項第2号の規定による不承認に該当する場合の事由は、次によるものとする。

- 一 第3条に規定した使用基準に該当しない場合
- 二 主として特定の政治、思想、宗教等の活動に利用しようとする場合
- 三 消費者に対し、指定工芸品に関して誤認混同を与える恐れがある場合
- 四 伝産マークの品位を損なう恐れがある場合
- 五 その他、指定工芸品の振興に悪影響を与える恐れがある場合

(使用料)

第7条 伝産マークの使用料は、無償とする。

(図案等の遵守)

第8条 伝産マークの使用者は、図案、色彩、ロゴタイプとの組み合わせ方などの伝産マークの原則的な使用方法については、別紙に定めるマニュアルに従い正しく使用しなければならない。

(承認の取消等)

第9条 知事は、伝産マーク及び伝産マーク証紙の使用にあたって次に該当する場合は、使用差し止め請求等の措置をとるものとする。

- 一 この要領に従わない場合
- 二 使用届出書の内容に虚偽があることが判明した場合
- 三 その他必要と認める場合

(伝産証紙)

第10条 第3条第1号に規定する伝産マーク証紙は、別図2に定めるとおりとし、「秋田県伝統的工芸品証紙」（以下「伝産証紙」という。）と称する。

(伝産証紙の作成、配布)

第11条 伝産証紙は、指定団体又は指定団体の所在する市町村の長が印刷し、指定団体の構成員へ配布するものとする。ただし、当分の間は知事が作成し、別紙様式第5号による申請に基づき、指定団体へ配布するものとする。

- 2 指定団体又は指定団体の所在する市町村の長は、前項の場合において実費を徴することができるものとする。ただし、前項ただし書きの場合においては、当分の間無料とし、指定団体からの配布についても無料とするものとする。
- 3 第1項の規定により伝産証紙を作成及び配布をした指定団体又は指定団体の所在する市町村の長は、伝産証紙の印刷、配布等の状況、経費の収支状況を明確にしておく等、その管理に万全を期すものとする。

(伝産証紙の使用)

第12条 前条第1項により配布を受けた指定団体の構成員は、指定工芸品であって指定団体の承認を受けたものに限り伝産証紙を貼付することができる。

- 2 指定団体の構成員は、前項の使用状況を明確にしておくものとする。

3 第1項による伝産証紙の貼付は、指定工芸品に直接行うものとする。ただし、指定工芸品毎に貼付することが不適當である場合は指定工芸品の包装紙及びパッケージ等に貼付することができる。

(伝産証紙の使用基準)

第13条 伝産証紙貼付にあたっての指定団体の承認基準は、次のとおりとする。

- 一 指定工芸品であること
- 二 伝統的工芸品としてふさわしい品格のある製品であること
- 三 指定工芸品の指定書に記載されている技術・技法、原材料及び製造地について知事が公告をした内容により製造されているもの
- 四 技術・技法の改善及び原材料の確保不足等のため前号に準ずる技術・技法及び原材料により製造されたものであるが、本来の指定工芸品の品質・品位に影響を与えないと認められるもの
- 五 その他指定団体が認めるもの

(苦情の処理)

第14条 伝産マークを表示した指定工芸品について消費者から苦情があった場合には、指定団体は、責任をもってその処理を行うものとする。

(報告及び調査)

第15条 知事は、必要に応じて伝産証紙の作成、使用等の状況について、指定団体、指定団体の所在する市町村の長及び使用者に対して報告を求め、又調査することができるものとする。

附 則

この要領は、平成9年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

秋田県伝統的工芸品

---

## シンボルマーク

秋田県伝統的工芸品のシンボルマークは統一するシステムの中で核として使用します。あらゆるアイテムに使用し訴求していくうえで、最も重要なデザインエレメントであり、効果的なコミュニケーションツールです。

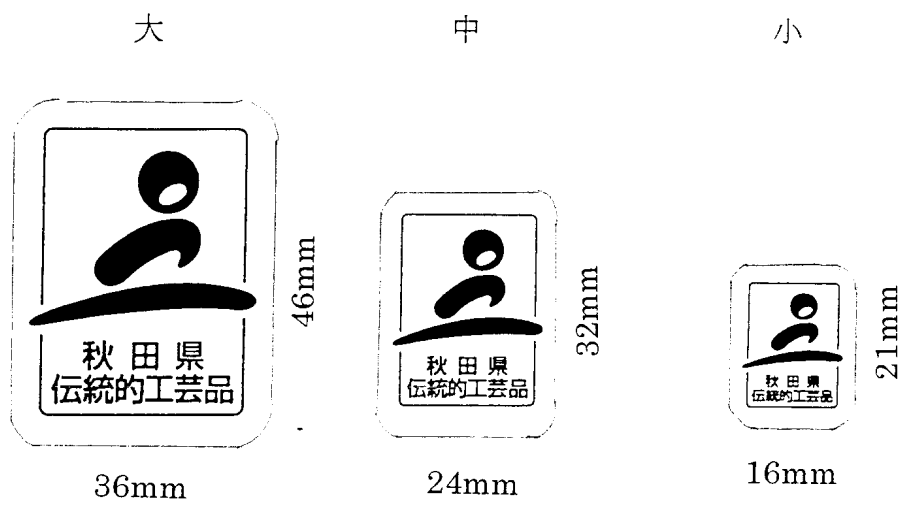
- 実際の使用にあたっては「清刷」や「アウトライン化したデジタルデータ」を用い、正確に再生してください。
- コーポレートカラー、シグネチャ(組み合わせ)は他ページを参照してください。
- 最小使用サイズはシンボルマークを小さいサイズで使用する場合、つぶれ等が生じてマークのイメージが損なわれない防止策として、使用サイズの限界を定めた規定です。



最小使用サイズ

13mm

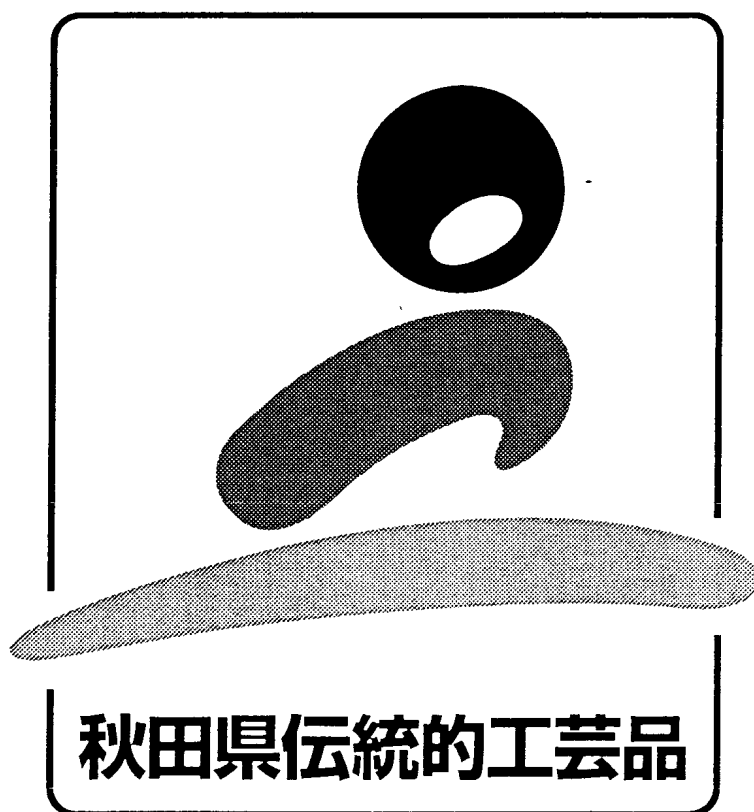




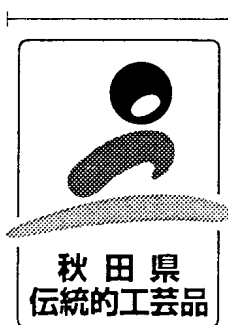
## シグネチャ(組み合わせ)

シグネチャはシンボルマークとタイプフェース、そして囲みケイの位置関係の規定です。使用する時の基本になりますので、位置・大きさ・書体に十分な注意が必要となります。通常使用する時は離れているものを使用せずに、この組であるものを使用してください。印刷物やサインなどに使用するときは、背景になる色やビジュアルと同化しない処理をし、マーク等が見づらくなったりしないように注意してください。

- このシグネチャを使用する時は「清刷」や「アウトライン化したデジタルデータ」を使用し、正確に再現してください。
- 最小使用サイズは小さく使用する場合にツブレ等でイメージが変わらないようにするため、防止策として使用サイズの限界を定めた規定です。ここに示す規定値より小さいサイズで使用しないでください。



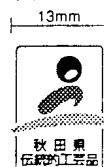
40mm~28mmのときに使用



28mm以下のときに使用



最小使用サイズ

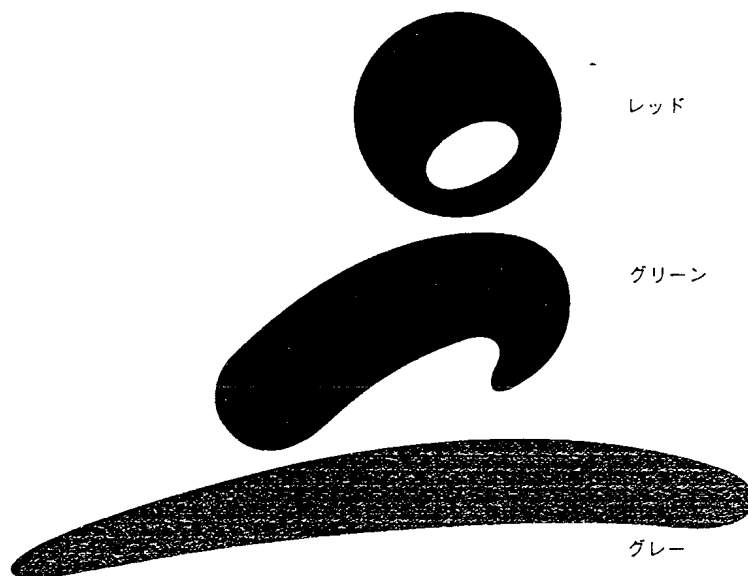


## コーポレートカラー

コーポレートカラーは秋田県伝統的工芸品の訴求をしていくうえで、システムの中核となる重要な要素です。定められた色で正確に再現してください。

- カラーを再生する際は、必ず指定のカラー見本または4色掛け合わせて正確に再現してください。  
レッド：DIC158 (Y100%+M90%)  
グリーン：DIC215 (Y80%+C100%)  
グレー：DIC58250% (BL50%) とします。
- 単色の場合は使用する色のパーセンテージで使用してください。  
レッドの部分：100% グリーンの部分：70%  
グレーの部分：40%
- サインの場合はペイントまたはシートの色をDICの指定カラー見本に合わせて、正確に再現してください。

カラーの場合



単色の場合

